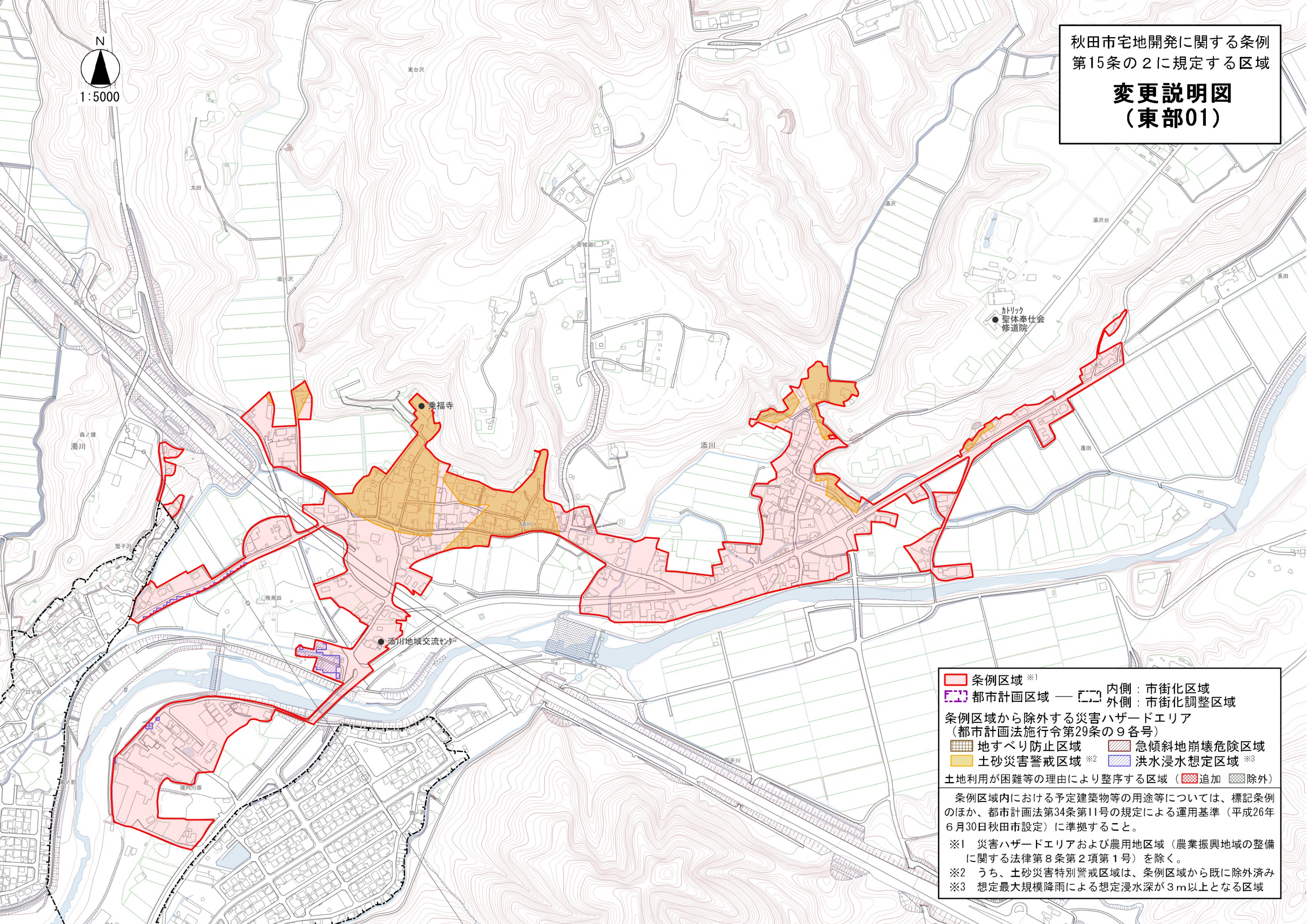




秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
変更説明図
(東部01)



条例区域 ※1

都市計画区域

内側：市街化区域

外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域

急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域 ※2

洪水浸水想定区域 ※3

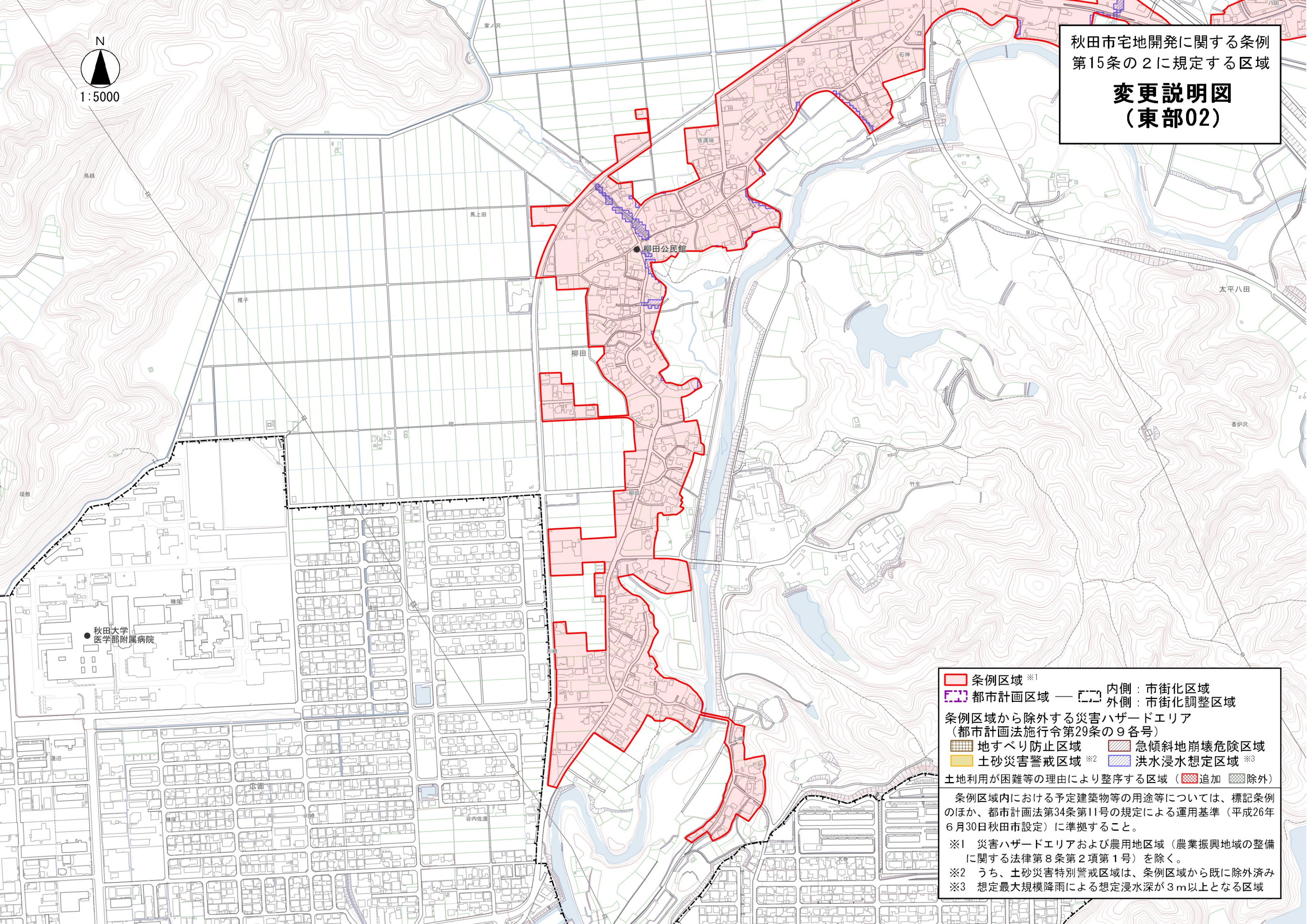
土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**変更説明図
(東部02)**

条例区域※1

都市計画区域

内側：市街化区域

外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域

急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域※2

洪水浸水想定区域※3

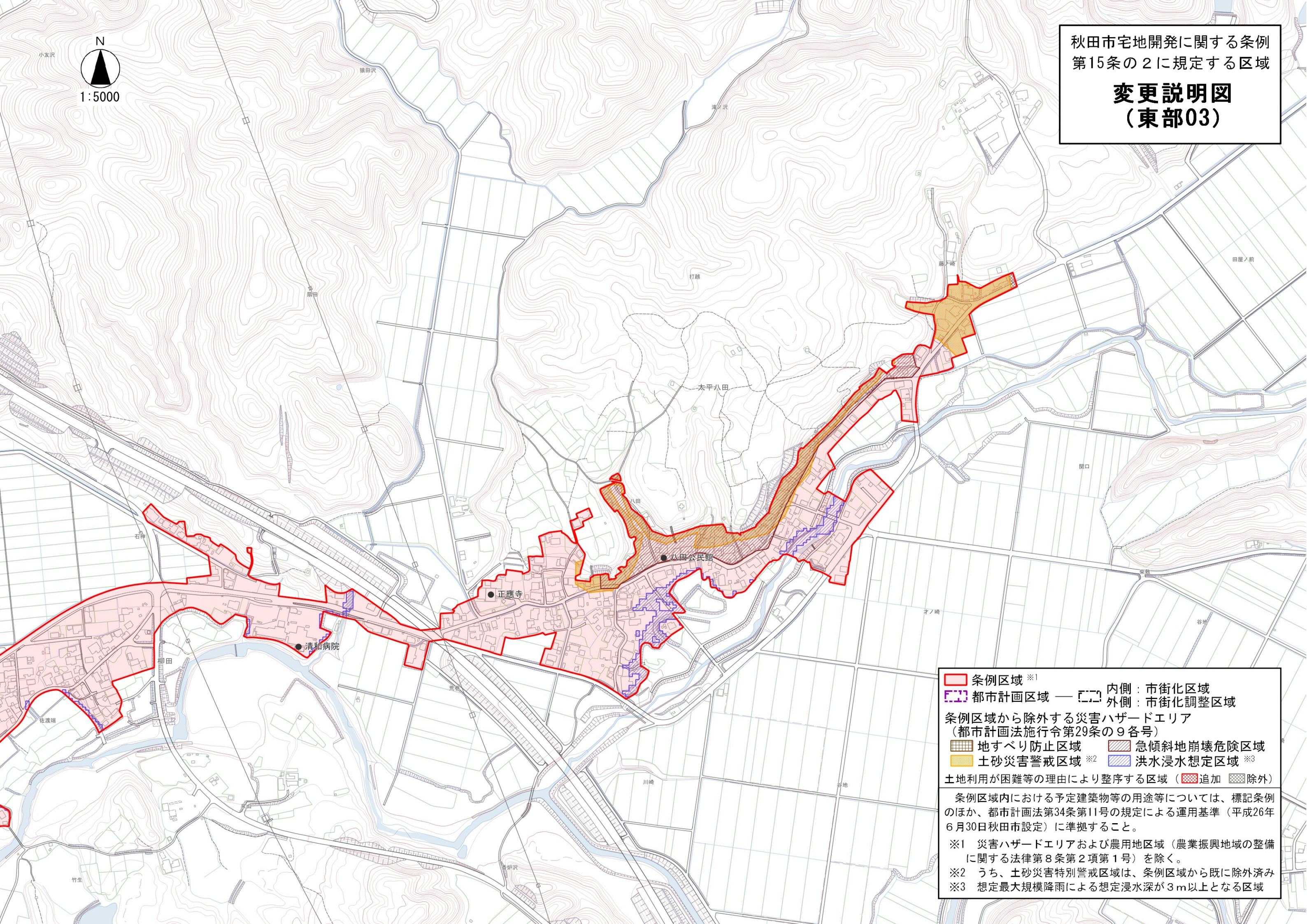
N
1:5000

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域

変更説明図
(東部03)

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域

変更説明図
(東部03)



条例区域 ※1

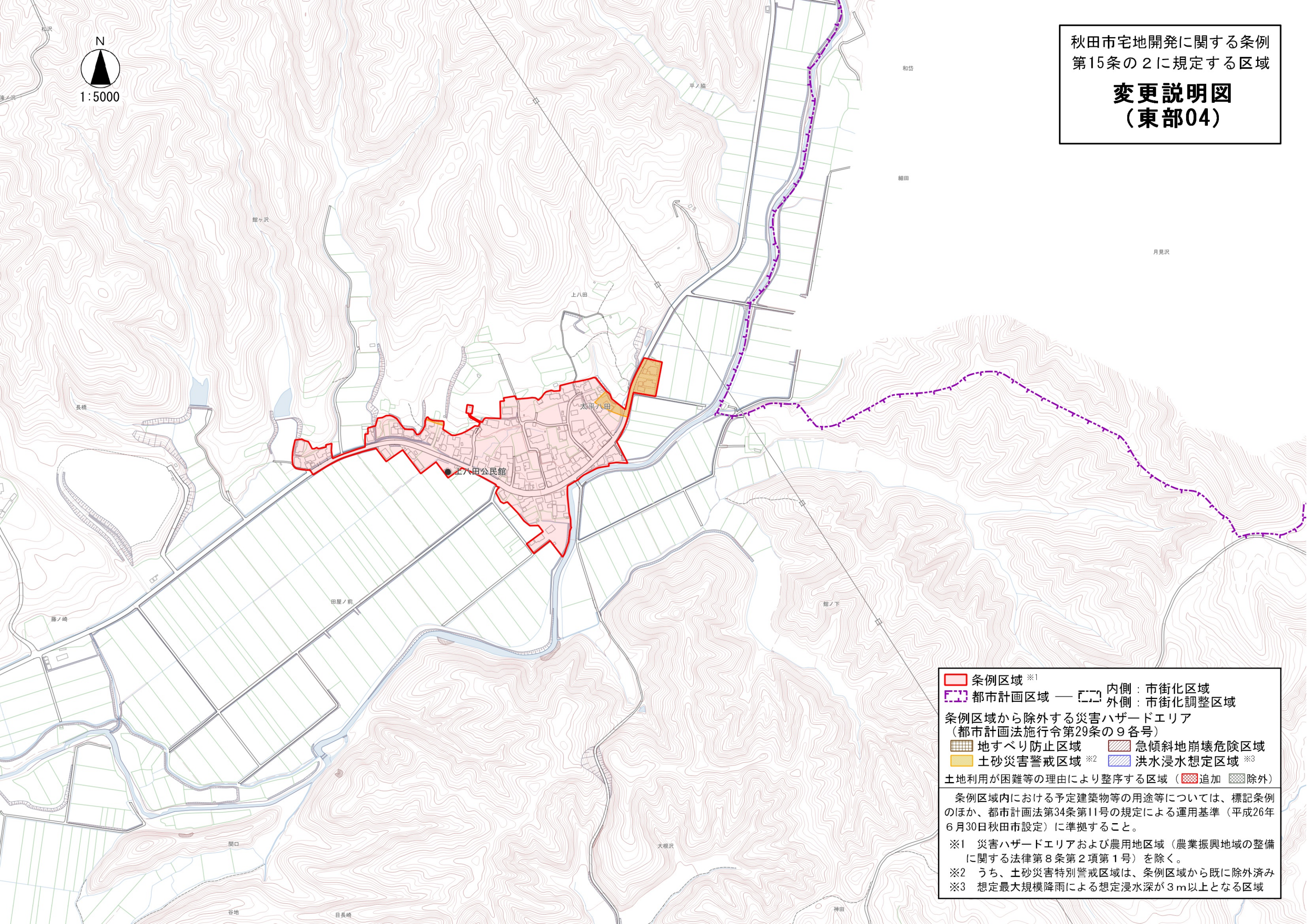
都市計画区域 — 内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
（都市計画法施行令第29条の9各号）

地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域 ※2 洪水浸水想定区域 ※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域（追加 除外）



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域

変更説明図 (東部04)

条例区域 ※1

都市計画区域

内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域

土砂災害警戒区域 ※2

急傾斜地崩壊危険区域

洪水浸水想定区域 ※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

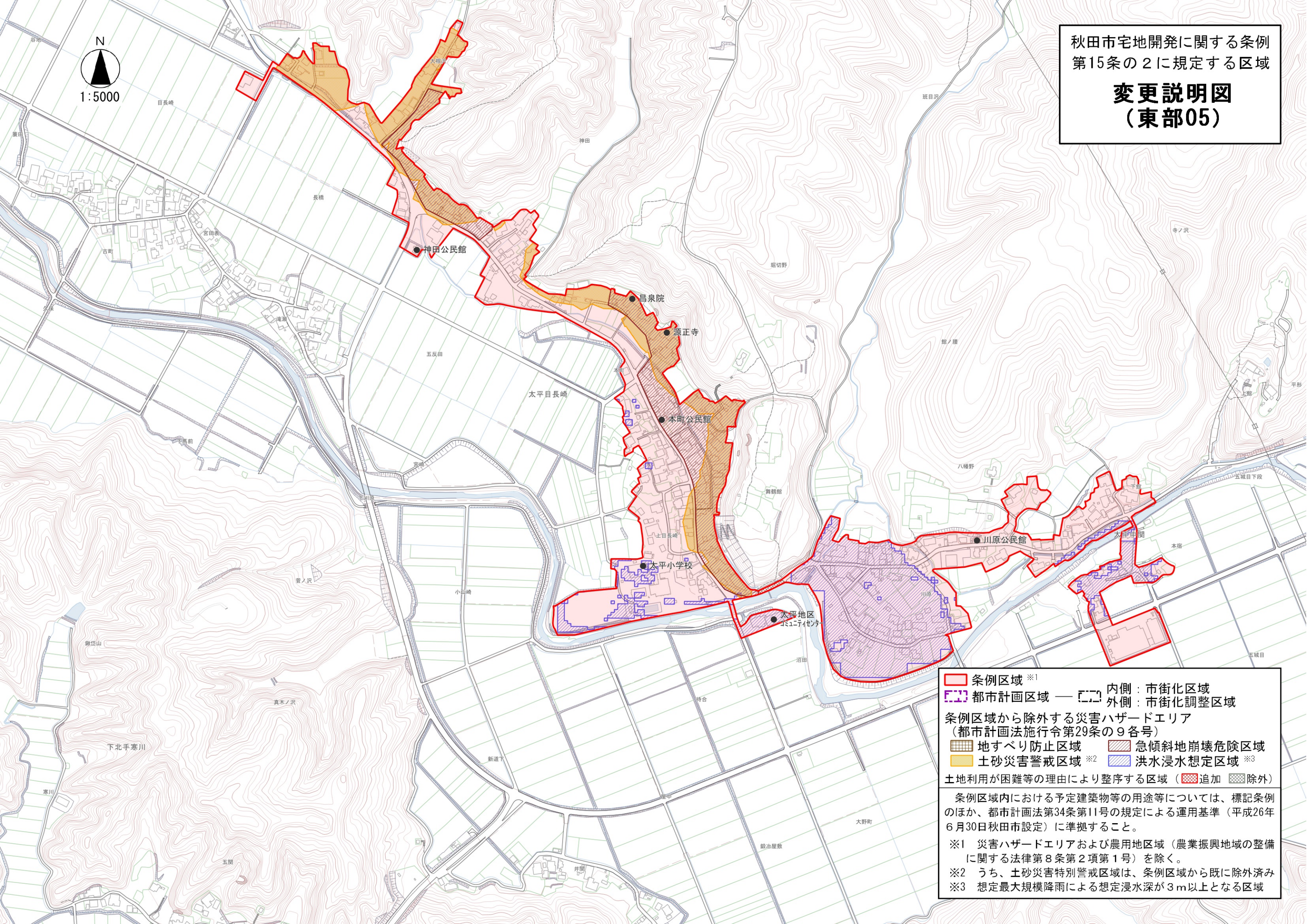
条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

変更説明図
(東部05)



N
1:5000

条例区域 ※1
都市計画区域 — 内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

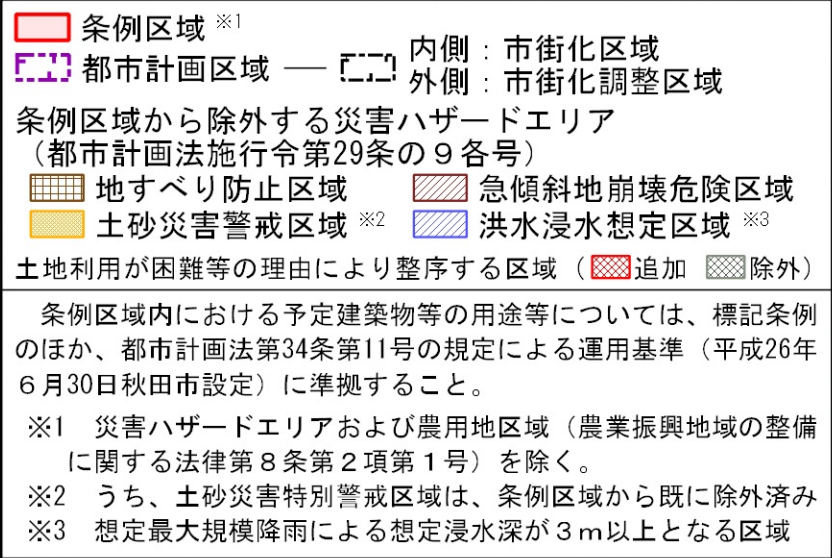
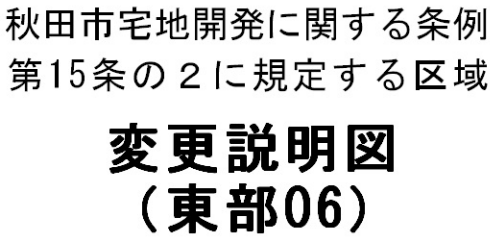
条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域 ※2 洪水浸水想定区域 ※3

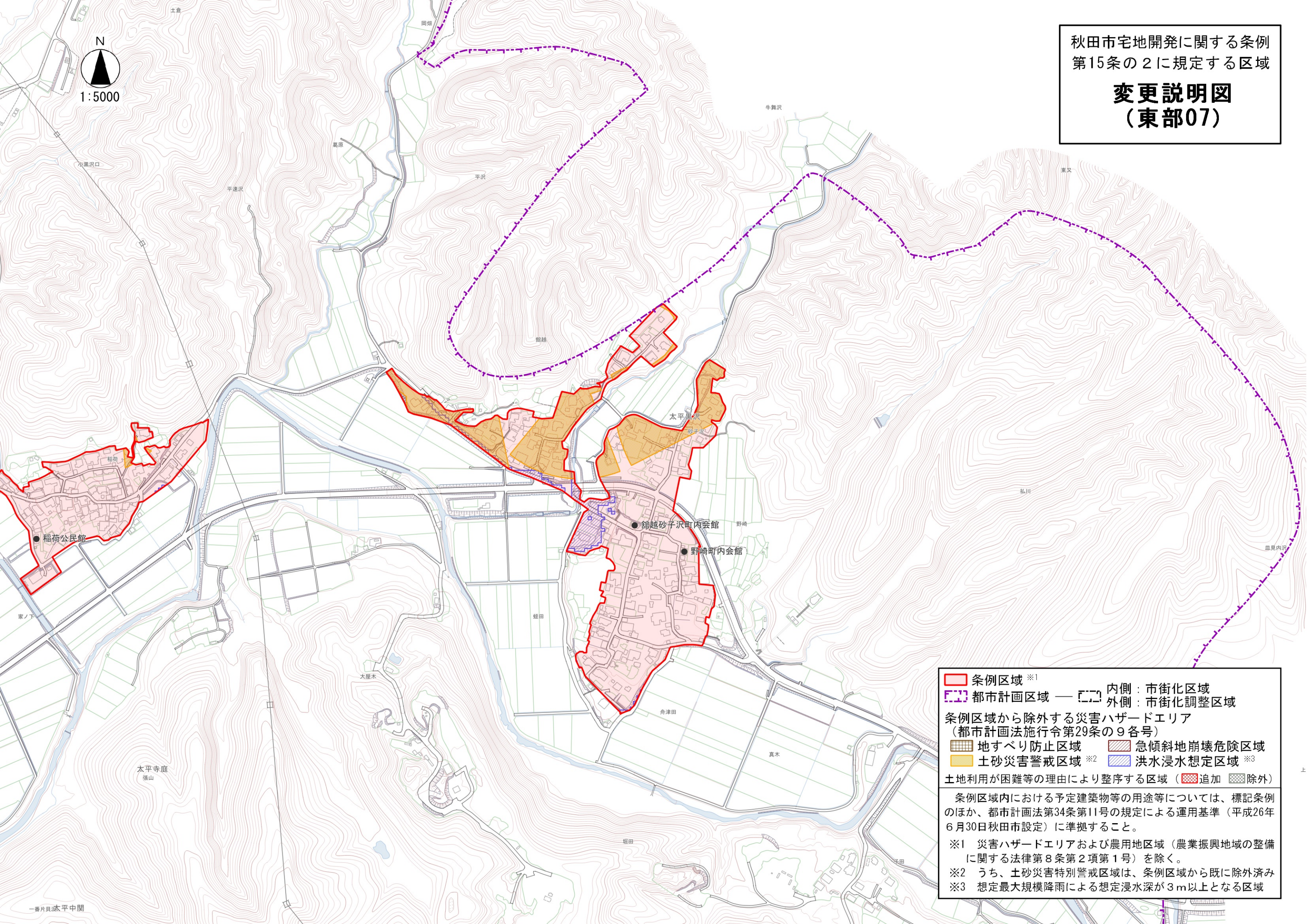
土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み
※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



変更説明図
(東部07)



条例区域 ※1

都市計画区域 — 内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域 ※2 洪水浸水想定区域 ※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

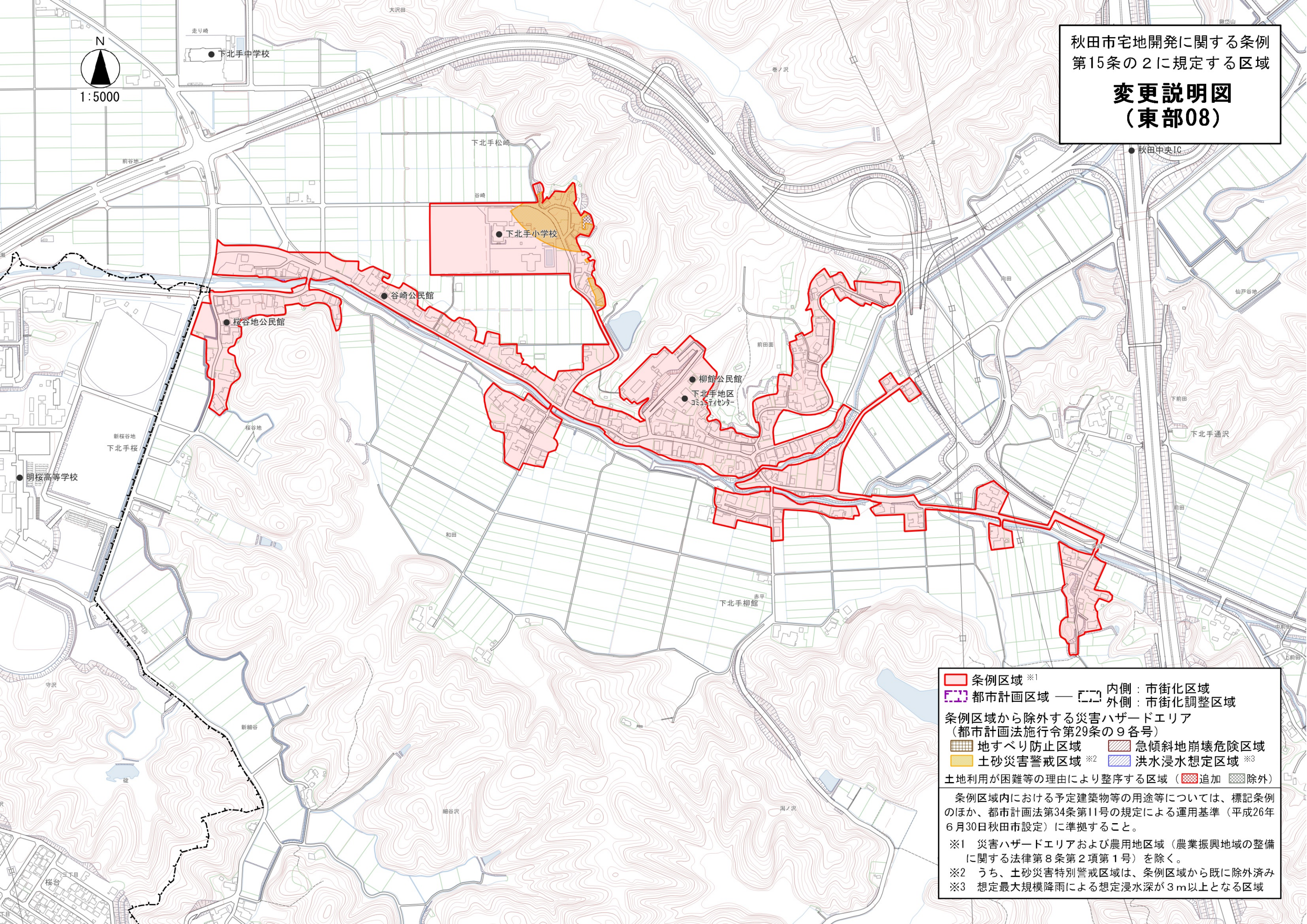
条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**変更説明図
（東部08）**



条例区域 ※1

都市計画区域 — 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
（都市計画法施行令第29条の9各号）

地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域 ※2 洪水浸水想定区域 ※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域（追加 除外）

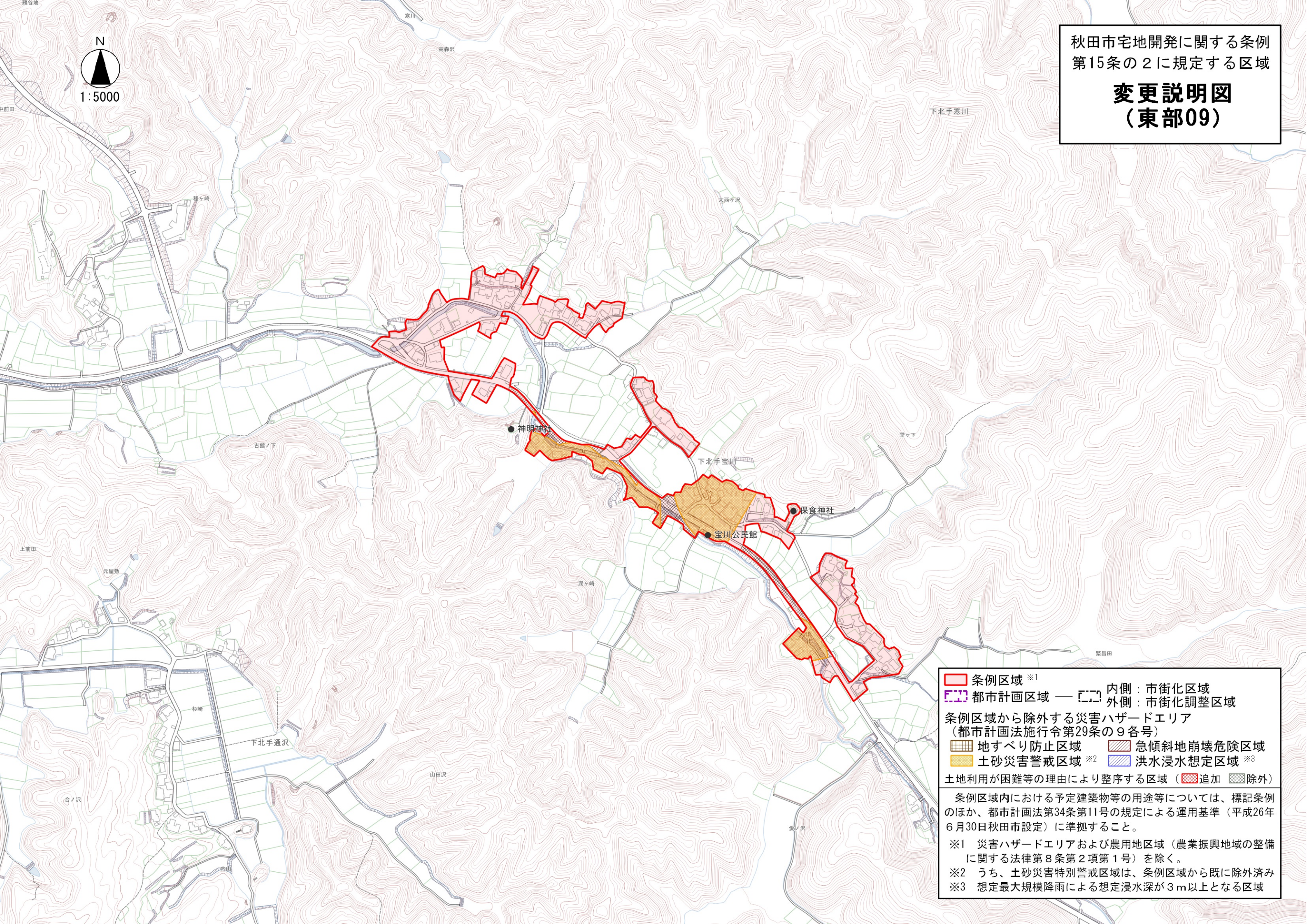
条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

変更説明図
(東部09)



条例区域 ※1

都市計画区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域

土砂災害警戒区域 ※2

急傾斜地崩壊危険区域

洪水浸水想定区域 ※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域